

静岡県国土利用計画（第六次） 骨子案

<目 次>

はじめに

第1章 県土の利用に関する基本構想

- 1 県土利用の基本方針
 - (1) 県土利用を取り巻く情勢の変化と課題
 - (2) 県土利用の基本方針
 - (3) 県土管理の方策
- 2 地域類型別の県土利用の基本方向
 - (1) 都市
 - (2) 農山漁村
 - (3) 自然維持地域
- 3 利用区分別の県土利用の基本方向
 - (1) 農地
 - (2) 森林
 - (3) 原野等
 - (4) 水面・河川・水路
 - (5) 道路
 - (6) 宅地
 - (7) その他

第2章 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

- 1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標
 - (1) 目標年次及び計画の基礎
 - (2) 規模の目標
 - (3) 利用区分ごとの面積目標の考え方
- 2 地域別の概要
 - (1) 地域区分の考え方
 - (2) 地域区分
 - (3) 規模の目標の地域別の概要

第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

- 1 総合的な措置
 - (1) 土地利用関連法制等の適切な運用
 - (2) 土地の有効利用の促進
 - (3) 土地利用転換の適正化
 - (4) 県土に関する調査の推進
 - (5) 計画の複合的かつ効果的な推進
 - (6) 県土の国民的経営の推進
- 2 区域別の措置
 - (1) 基本方針別の措置
 - (2) 地域別の措置

はじめに

第1章 県土の利用に関する基本構想

1 県土利用の基本方針

(1) 県土利用を取り巻く情勢の変化と課題

ア 人口減少の進行と超高齢化社会の到来

- ・2007年の379万7千人をピークに人口減少局面に突入、2050年には282万9千人へ減少
- ・2050年に高齢化率39.6%。約3人に1人を上回る超高齢社会が到来
- ・転出超過数は全国ワースト4位。地域社会の将来を担う世代の流出が大きな課題
- ・一般世帯総数は2050年には減少に転じる見通し
- ・市街地等における空き家、空き店舗の増加（R5年度の空き家率は16.7%）

イ 大規模な自然災害の発生

- ・南海トラフ巨大地震等の発生の懸念
- ・気候変動に伴う豪雨災害の激甚化・頻発化の懸念

ウ 陸・海・空の交通ネットワークの形成

- ・我が国の大動脈である東名・新東名高速道路や東海道新幹線等の東西軸に加え、三遠南信自動車道、中部横断自動車道などの南北軸、さらには海や空の玄関口となる清水港等の港湾や富士山静岡空港等、「陸・海・空」全方位の交通ネットワークの形成
- ・2012年4月に新東名高速道路の県内区間が開通し、東名高速道路とのダブルネットワークが実現。2016年2月に新東名高速道路が愛知県まで延伸し、2027年度までに御殿場以東が開通予定

エ デジタル技術の進展

- ・生成AI等の人工知能やIoT、ビッグデータ解析等、デジタル分野の革新的な技術が急速に進展
- ・デジタル技術の活用による生産性の向上や新たなビジネスモデルの創出等、人口減少下にあっても成長していく持続可能な社会への変革の期待

オ 地球規模での気候変動

- ・温室効果ガスの増加等に伴う地球規模の気候変動による、気温や海水面の上昇、農作物の不作、水産資源の減少、異常気象による台風等の自然災害の増加等、社会全体への深刻な影響の懸念
- ・良好な自然環境の喪失、生物多様性の損失
- ・人の手が入ることで良好に管理されてきた里地里山における自然環境の悪化の懸念、鳥獣被害の深刻化
- ・脱炭素社会への転換を進めていくため、再生可能エネルギー等の拡大、クリーン技術の導入、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行など、社会全体での取組を加速させることが必要

(2) 県土利用の基本方針

『「県民の安心」を実現する県土利用』、『持続的な成長の実現に向けた県土利用』、『景観や自然環境に配慮した県土利用』の3つの基本方針とし、「幸福度日本一の静岡県」の実現

に向け持続可能で自然と共生した県土利用を目指す。

ア「県民の安心」を実現する県土利用

- ・地震・津波対策アクションプログラムに沿った地震津波対策の着実な推進
- ・災害ハザードエリアにおける開発抑制と居住誘導の推進
- ・気候変動に伴う水災害の激甚化・頻発化に対応する「流域治水」の推進
- ・宅地、農地、森林等といった土地の用途にかかわらず危険な盛土等の包括的な規制による安全性の確保

イ 持続的な成長の実現に向けた県土利用

（都市的土地利用）

- ・都市機能や居住の中心部・生活拠点等への集約
- ・低・未利用地や空き家を活用した緑豊かな景観を備えた都市創造
- ・所有者不明の土地対策と空き家対策の連携強化
- ・集約化した都市間、都市と周辺の農山漁村とのネットワークを充実

（農林業的土地利用）

- ・生産性の高い優良農地の確保
- ・管理が困難となる農地等の管理方法の転換
- ・森林の適切な整備及び保全による豊富な森林資源の循環利用と、生産性の高い森林経営の促進
- ・農地や森林が有する県土の保全や水源の涵養、自然環境の保全、都市における雨水の貯留・涵養の推進
- ・過疎・中山間地域においては、地域の魅力・強みを活用した地域づくりを強化し、集落機能を中長期的に持続させる仕組みづくり

（地域間の交流と連携の促進）

- ・高規格道路をはじめ、経済や生活の拠点となる地域間を結ぶ幹線道路等や港湾及び空港、インターチェンジへのアクセス道路の整備などにより、交流・連携を支える道路ネットワークを構築

（デジタル技術革新の活用）

- ・デジタル技術の活用による産業の生産性の向上や成長産業・市場の創出
- ・デジタル分野の技術革新に対応した県土利用の促進

（土地利用の最適化）

- ・テレワークやサテライトオフィスの導入等、地域管理構想に基づいた土地の有効利用や転換の推進

ウ 景観や自然環境に配慮した県土利用

（景観の保全・形成）

- ・田園風景や都市空間など美しさと品格を備えた景観の保全・形成

（自然環境の保全・再生）

- ・保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の設定・管理を促進することによる森・里・川・海のつながりを確保した広域的な生態系ネットワークの形成
- ・脱炭素社会の形成と SDGs の実現
- ・里地里山のような２次的自然地域におけるカーボンニュートラルの実現に向けて、地域共生型の再エネ導入促進や、バイオマス等の循環利用を促進
- ・自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラや生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）など NbS（Nature-based Solutions）の考え方に根ざした自然環境が有す

る多様な機能の活用や SDGs の取組

- ・茶草場農法をはじめとする地域の伝統的な自然共生に係る知恵や技術の継承に取り組み、生物多様性の保全
- ・外来種対策など生物多様性に関する取組を社会に浸透させ自然環境の保全・再生を推進
- ・自然資本の持続的な活用や、地方への移住や二地域居住など地域間の対流促進や関係人口の拡大による、地域活性化や都市と農山漁村のつながりの強化
(美しい景観と豊かな自然環境の活用)
- ・伝統・文化、地場産品等の地域資源を活かし、農山漁村と都市の様々な地域間相互の交流や経済循環を促進

(3) 県土管理の方策

ア 人口減少社会における新しい県土管理の方策

(複合的な施策の推進と県土の選択的な利用)

- ・グリーンインフラの取組(“ふじのくに森の防潮堤づくり”等)など、自然との共生、防災・減災、持続可能な地域資源の提供等の複合的な効果を発揮する施策を積極的に推進
- ・県土の状況把握・見える化、まちづくり、農林業等の課題に応じたデジタル技術の開発、実装を推進することによる県土利用・管理の効率化・高度化
- ・県、市町が連携して、最適な維持管理や長寿命化などのマネジメントの推進
- ・中山間地域の荒廃農地など生産者等の管理が困難な土地や所有者の所在の把握が難しい等の理由による適正な管理が困難な土地の最適な県土利用
(多様な主体による県土管理の促進)
- ・優先的に維持したい農地をはじめとする土地を明確化し、最小限の管理の導入などの管理方法の転換等を図る管理構想や、地域住民の発意と合意形成を基礎とする取組の推進
- ・広く県内外の人々が本県に関心を持ち、県土の管理の一端を担う国民の参加による県土管理(県土の国民的経営)の推進
(県境を越えた広域交流圏の構築)
- ・隣接県をはじめ陸・海・空の交通ネットワークでつながる地域との連携・交流
- ・様々な県・地域との広域連携による持続可能な土地利用の促進
(デジタル技術等の活用)
- ・災害情報伝達機能の強化等県土に関する様々な地理空間情報を ICT 等により総合的に活用

2 地域類型別の県土利用の基本方向

(1) 都市

- ・地震や津波、風水害等に対する対策の充実や立地適正化計画等による災害に強い安全・安心な都市構造の実現
- ・都市機能の誘導により居住の集約等を進める都市のコンパクト化と、地域公共交通のり・デザイン等によるネットワークの充実強化による誰もが暮らしやすい「集約連携型都市構造」の実現
- ・持続可能なインフラを確保するためのデマンド交通や新しいモビリティの導入
- ・集約化した都市間、都市と周辺の農山漁村とのネットワークの充実による効率的な土地利用
- ・地域間交流を促進するための結節点となる高規格道路のインターチェンジ等の周辺地域における、新たな拠点形成
- ・健全な水循環の維持又は回復、都市のコンパクト化と地域公共交通のり・デザイン、都

- 市のエネルギー利用の効率化を通じた都市活動による環境への負荷の小さい都市の形成
- ・美しく良好な都市景観の形成、豊かな暮らし空間の創出、都市の農地や緑地、水辺空間の保全と活用等による美しくゆとりある都市環境の形成

(2) 農山漁村

- ・農林漁業の生産力の強化対策と、生活環境の整備による生活環境対策の総合的な推進
- ・都市と農山漁村との交流・連携を図り、人と自然が共生する美しく活力ある多自然共生地域の形成
- ・農山漁村が県民共有の財産であるという認識の下、農林水産物やバイオマス等の再エネなど多様な地域資源を観光・旅行や福祉等の他分野と組み合わせた新たな付加価値等を創出する取組等を通じた雇用促進や所得向上による健全な地域社会の構築
- ・集落道等の生活道路や生活排水処理施設の整備、安全・安心を確保する防災・減災対策等の推進による住環境の向上
- ・農地等の地域資源の保全活動を通じた地域コミュニティの再生の生活環境対策の充実
- ・急激な人口減少により生活サービス機能等の維持が困難になると見込まれる中山間地域等の集落地域における「小さな拠点」の形成
- ・複数の集落の機能を補完し、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等の地域コミュニティの維持に資する取組の推進
- ・農地の良好な管理、野生鳥獣被害対策、森林資源の循環利用や森林の適切な整備及び保全を進めること等による農山漁村における集落の維持、健全な水循環の維持又は回復、良好な県土管理の継続、美しい景観の保全・形成
- ・農林漁業体験や自然景観、地域の伝統文化等の地域資源を活用した都市住民等との地域間交流の拡大に加え、「田園回帰」の流れも踏まえた ICT を活用したサテライトオフィスの誘致など、都市との機能分担や地方への移住・定住、二地域居住を含む共生・交流の促進
- ・里地里山や森林施業地、沿岸の干潟等における持続的な農林水産業を通じた生物多様性保全に貢献する取組や OECM の設定・管理及び生態系ネットワークの形成の推進

(3) 自然維持地域

- ・高い価値を有する原生的な自然地域や野生生物の重要な生息・生育地及び優れた自然の風景地など、自然環境の適切な保全・再生や、外来種や鳥獣による生態系への被害の防止や自然環境データの整備等の対策
- ・30by30 目標の達成に向けた国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上、OECM の設定・管理による広域的な生態系のネットワーク化の促進
- ・グリーンインフラや Eco-DRR など自然環境の有する多様な機能の活用により複合的な地域課題の解決を図るほか、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての適切な利用など、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境の保全・再生・活用を進める。

3 利用区分別の県土利用の基本方向

(1) 農地

- ・県の特色を活かした活力ある農業の展開や多彩で高品質な農産物の安定供給に不可欠な優良農地の確保
- ・不断の良好な管理を通じて県土の保全や水源の涵養、自然環境保全等の農地の持つ多面的機能の持続的な発揮を図るとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進

- ・農地の大区画化等や農地中間管理機構等の活用による農地の集積・集約化を進めるとともに、担い手に集中する水路等の農業用施設の管理を地域コミュニティで支える活動の支援
- ・省力化や低コスト化を実現するための技術導入を進めるとともに、スマート農業の加速化による担い手への一層の規模拡大
- ・市街地及びその周辺地域の農地における良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の確保の観点からの計画的な保全と利用

(2) 森林

- ・県土の保全や水源の涵養といった森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、森林の適正な整備・保全を進めるとともに、荒廃森林については、多様な主体の参画によって再生を図る。
- ・県産材の利用拡大等を通じて本格的な利用期を迎えた森林資源の循環利用を促進し、林業・木材産業の持続的かつ健全な発展を図る。
- ・林業イノベーションの推進による県産材の安定供給
- ・都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境・自然景観を確保する緑地として積極的に保全を図る。
- ・農山漁村周辺の森林については、地域社会の活性化に加え多様な県民的要請に配慮しつつ、適正な利用を図る。
- ・原生的な森林や希少な野生動植物が生息・生育する森林など自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図る。
- ・太陽光発電設備の設置に係る開発の許可基準の適正な運用による森林の公益的機能の確保

(3) 原野

- ・生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、自然が劣化している場合は再生
- ・その他の原野及び採草放牧地には、地域の自然環境を形成する機能に十分に配慮しながら適正に利用

(4) 水面・河川・水路

- ・流域のあらゆる関係者が主体的に取り組む「流域治水」による浸水被害の軽減
- ・地域の安全性を向上するための河川等やより安定した用水供給のための水利施設等に必要な用地の確保・整備、施設の適切な維持管理・更新と水面の適正な利用を通じた既存用地の持続的な利用
- ・河川の土砂供給や栄養塩類の循環、水質汚濁負荷など、流域の特性に応じた健全な水循環の維持又は回復等を通じ、自然環境の保全・再生に配慮
- ・自然の水質浄化作用、野生動植物の多様な生息・生育環境、魅力ある水辺空間、都市における貴重なオープンスペース等の創出など多様な機能の維持・向上に十分に配慮

(5) 道路

- ・高規格道路、地域の活性化を支援する道路等、県土の東西や南北の交通網の整備を進め、快適に人・ものが行き交い、個性豊かな地域が結び合う道路交通ネットワークを地域の環境に配慮しながら構築

ア 一般道路

- ・一般道路に必要な用地の確保・整備を進めるとともに、施設の適切な維持管理・更新による長寿命化
- ・道路の安全性、快適性や防災機能の向上に配慮するとともに、自然環境の保全や良好な景観・沿道環境の創出と保全にも十分に配慮

イ 農道及び林道

- ・農道網や林道網に必要な用地の確保・整備
- ・施設の適切な維持管理・更新による長寿命化
- ・整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮

(6) 宅地

ア 住宅地

- ・生活と自然が調和する住まいづくり・まちづくりの普及や地域コミュニティの形成
- ・景観に配慮した快適な住環境を整備
- ・住宅の耐震性能、断熱性等の環境性能を含めた住宅ストックの質の向上
- ・土地利用の高度化、低・未利用地や空き家の有効利用、既存住宅ストックの有効活用を図りつつ、必要な用地を確保。
- ・太陽光発電設備の設置による再エネの導入拡大に当たっては、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮

イ 工業用地

- ・地域資源を活用した新たな産業の創出・集積
- ・医療・健康産業等の成長産業分野の研究開発部門・工場等の企業立地を促進するために必要な用地を確保
- ・工場移転や業種転換等に伴って生ずる工場跡地等の低・未利用地の有効活用
- ・企業立地日本一に向けた市町による産業団地の戦略的な創出

ウ その他の宅地

- ・経済のソフト化・サービス化などの進展に対応した事務所・店舗等に必要な用地の確保
- ・大規模集客施設の立地については、都市構造への広域的な影響や地域の景観との調和等を踏まえ、地域の判断を反映した適正な立地の検討
- ・高規格道路等の交通結節点や港湾、鉄道、富士山静岡空港等の周辺地域等に流通業務用地を確保するとともに、周辺の土地利用や地域の景観との調和に配慮しつつ、整備を促進
- ・公共施設への太陽光発電設備の設置による再エネの導入拡大を図る際には、地域との共生に配慮しつつ、新築における太陽光発電設備の設置を基本

(7) その他

ア 公用・公共用施設

- ・災害時における防災機能や環境保全、地域住民等の意向に配慮して、必要な用地を確保
- ・都市機能の集約化の観点から、低・未利用地や空き家・空店舗の再生利用、街なか立地に配慮

イ 低・未利用地

- ・工場跡地など都市の低・未利用地は、居住用地や事業用地等として再利用
- ・荒廃農地は、作付・再生可能なものについては所有者等による適切な管理に加え、多様な主体の直接的・間接的な参加の促進等による農地としての再生・活用
- ・再生困難な荒廃農地については、地域の状況に応じて、地域による保安全管理や、自然環境の再生を含め農地以外への転換による有効利用
- ・農山村のゴルフ場等の比較的大規模な跡地は、森林等への転換を進めるほか、周辺の自然環境や景観等への影響や災害リスク、地形等に十分に配慮し、有効利用を促進

ウ その他（沿岸域）

- ・津波、高潮等による災害などからの沿岸域での防護に加え、自然環境の保全、生物多様性の確保に十分に配慮
- ・漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への多様な期待があることから、自然的・地域的特性及び経済的社会的動向を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、これらの調和が取れた総合的な対策を推進

第2章 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(1) 目標年次及び計画の基礎

- ・計画の基準年次は令和5年とし、目標年次は令和17年

(2) 規模の目標

- ・県土利用の区分は、農地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地及びその他の7区分並びに人口集中地区

	令和5年	令和17年	構成比	
			令和5年	令和17年
農地				
森林				
原野等				
水面・河川・水路				
道路				
宅地 住宅地 工業用地 その他の宅地				
その他				
合計				
人口集中地区				

2 地域別の概要

(1) 地域区分の考え方

- ・都市機能等の集積のメリット等を考慮し、政令市並みの人口規模を目安として、県と政令市との連携・役割分担による地域づくり、伊豆半島地域における観光等の特性を踏まえた地域づくり、東部地域における都市間連携による地域づくり、富士山静岡空港周辺地域における新たな発展に向けた地域づくりの視点に立って設定

(2) 地域区分

- ・地域区分は、伊豆半島地域、東部地域、中部地域、西部地域の4地域
- ・これらの地域の境界については、厳密に区切られるものとは捉えず、境界を越えた交流・連携の中で柔軟に対応

地域名	概ねの地域エリア
伊豆半島	熱海市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町
東部	沼津市、三島市、富士宮市、富士市、裾野市、御殿場市、函南町、清水町、長泉町、小山町
中部	静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町
西部	浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町

第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

1 総合的な措置

(1) 総合的かつ計画的な県土利用

- ・国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用等により、適正な土地利用を確保

(2) 土地の有効利用の促進

- ・従前どおりの土地利用が困難な工場跡地は農業利用や緑地空間等として活用
- ・中山間地域の荒廃農地の林地化など、地域の実情に応じた有効利用の促進

(3) 土地利用転換の適正化

- ・土地利用転換等に当たっては、市町の意向を踏まえながら、県土の保全と安全性の確保、環境の保全などに配慮
- ・グリーンインフラやEco-DRRとして都市部の緑地を保全・活用

(4) 県土に関する調査の推進

- ・地籍調査の計画的な実施
- ・境界の保全や台帳の整備
- ・流域内の森林整備の状況を把握、適正な管理に向けた調査や検討

(5) 計画の複合的かつ効果的な推進

- ・沿岸・都市部では、都市の利便性を失うことなく、これまでよりも一層の安全性を高め、再生を図り、内陸・高台部では、自然環境を享受できる居住環境等を創り出し、自然と調和した新たな県土づくり
- ・県境を越えた防災・減災対策や物流・観光分野等の施策連携、都市、農山漁村、自然維持地域の広域的な機能分担等による適正な土地利用の推進

(6) 県土の国民的経営の推進

- ・地域課題の解決に向けた市町村・地域管理構想の展開
- ・県土の適切な管理に向けて、所有者等による適切な管理、国や県、市町による公的な役割に加え、地域住民、企業、NPO、他地域の住民など多様な主体が、農地、森林、河川等の保全活動に参加
- ・農芸品等の購入、緑化活動に対する寄付等、様々な方法により県土の適切な管理に参画する「県土の国民的経営」の取組を推進

2 区分別の措置

(1) 基本方針別の措置

ア 「県民の安心」を実現する県土利用

- ・地域の特性を踏まえたハードとソフトを組み合わせた津波対策「静岡方式」の推進
- ・津波対策施設の嵩上げを行うとともに、液状化対策などの施設の耐震化や粘り強い海岸堤防の整備などの質的強化を実施
- ・地域の実情に合わせて既存の防災林、砂丘等の嵩上げ・補強等を行う「静岡モデル」による防潮堤の整備等
- ・陸・海・空の交通ネットワークの機能確保や各輸送モード相互の連携等
- ・太陽光発電や小水力発電をはじめとする再生可能エネルギー等の導入を促進等
- ・河川の河道拡幅や遊水地等の洪水調節施設の整備、並びに土砂災害防止施設の整備など予防型対策を着実な推進
- ・適切な保育、間伐などの森林整備を促進するとともに、保安林の適正な配置・管理や治山施設の整備等を推進
- ・「流域治水」の考えに基づき、ハード・ソフト一体となった総合的かつ多層的な水災害対策の取組を推進
- ・災害リスクの高い地域の把握、公表を適切に行うとともに、地域の状況等を踏まえつつ、関係法令に基づいた土地利用制限を行う規制区域の指定を促進
- ・水の効率的な利用と水インフラ（河川管理施設、水力発電施設、農業水利施設、工業用水道施設、水道施設、下水道施設等）の適切な維持管理・更新や安定した水資源の確保のための総合的な対策を推進
- ・市街地等において、被災時の緊急避難場所や避難路となる公園・緑地・街路等を活用したオープンスペースの確保

イ 持続的な成長の実現に向けた県土利用

- ・自然環境や農林業的土地利用に配慮しつつ、市町と連携して工業用地の整備に積極的に取り組み、必要な用地の確保
- ・自然が調和する住まいづくり・まちづくりの普及や地域コミュニティの形成、景観に配慮した快適な住環境を整備することによる豊かな暮らし空間創生
- ・住宅の長寿命化や空き家を含む既存住宅の市場整備を推進
- ・土地利用の適切な規制誘導、都市施設の効率的・計画的な整備の推進、市町区域を越える広域的な公共交通等のネットワークづくりの実現を立地適正化計画等の活用により推進
- ・農業の担い手の育成・確保と営農の効率化に向けて農地の大区画化をはじめとする農業生産基盤の整備や農地中間管理機構等を活用した農地の集積・集約化
- ・茶工場を中心とした茶園集積の促進に、茶の需要拡大に向けた抹茶等の生産拡大、作物転換等による荒廃農地の発生抑制や解消の取組支援
- ・森林施業の集約化
- ・農林漁業者と地域企業等の連携による新商品開発や高付加価値化の取組の支援、6次産業化の一層の推進
- ・集落機能を相互に補完しあう「集落ネットワーク」の形成
- ・産業団地整備の長期目標（今後10年間で500ha創出）の達成に向けた、市町の産業団地整備取組支援

ウ 景観や自然環境に配慮した県土利用

- ・世界遺産「富士山」や世界農業遺産「静岡の茶草場農法」等の後世への継承と地域の歴史や文化に根ざした良好な景観の形成・保全
- ・牧之原茶園、伊豆半島などの広域景観や魅力ある農山漁村の景観の形成・保全と美しく魅力あるまちなみ景観や水辺空間等の保全・再生・創出
- ・景観や自然環境に配慮した遊水地や多自然川づくり、公園緑地、観光施設等の整備
- ・木質バイオマス、農業残さの利用など、経済の地域内循環にも寄与するバイオマスのエネルギー利用の促進
- ・森・里・川・海のつながりによる生態系ネットワークの形成に向けた流域レベルや地域レベルなど空間的なまとまりやつながりに着目した生態系の保全・再生

(2) 地域別の措置

ア 伊豆半島地域

イ 東部地域

ウ 中部地域

エ 西部地域